

道路通行制限願の記載上の留意事項

1 提出期限 通行制限を始めようとする日の10日前までに提出してください。
ただし、全面通行止、車両通行止及び大型車通行止の場合は、14日前までに提出することとし、予め相談してください。
(期限厳守。提出が遅れた場合は、期間の延長を指示することもあります。)

2 提出部数 道路通行制限願 1部
添付書類 各7部
(全面通行止、車両通行止及び大型車通行止の場合は8部)
(「道路使用許可申請書」は、所轄警察署へ提出してください)

3 提出先
須坂建設事務所 維持管理課 管理係
(須坂市大字須坂字中縄手 1699-11) (電話 026-245-1671 (直通))

3 記入方法

- 占用・自営工事は許可(承認)番号を記入してください。
- 通行制限箇所は地番まで記入。また、工事区間が長い場合は○○番地先から△△番地先までと記入してください。(山地については××号カーブ先△△mの表記で可。)
- 工事名は、当所発注工事の場合は「国補△△工事」等と記入。また、工事内容は具体的に記入。
(例:水道本管布設、水道管宅内引込み、V S側溝設置)
- 種別は、全面通行止、車両通行止、大型車通行止、片側通行止、歩道通行止、車線減少等を記入してください。
- 通行制限時間は、終日か時間制限かを記入し、時間制限の場合は、通勤・通学時間帯は避けてください。(原則、朝は9時~、夕方は17時まで。)また、日曜祝日は原則開放としてください。尚、GW・お盆・年末年始は必ず開放してください。
- バス路線については、路線バスの他に、市町村巡回バス等についても確認してください。
- 工事施工現場責任者の連絡先は、夜間の連絡先も記入してください。

4 添付書類(提出部数分)

- 位置図 5万分の1から2万5千分の1程度及び住宅地図
- 平面図(交通管理図)
 - ・現場に即した具体的な交通管理図を作成してください。(終日通行制限の場合は夜間の措置、時間制限の場合は時間外開放時の措置についても明記してください。)
 - ・車道幅員・制限幅員・制限距離を明示し、誘導員配置状況・工事標識・バリケード等の設置状況を数量とともに記載してください。
- 迂回路図迂回路案内看板の設置場所を記入してください。
- 工程表 制限が1ヶ月以上続く場合に添付してください。

5 その他注意事項

- 事前に警察署と車両の誘導方法等についての打ち合わせを済ませておいてください。
- 路線バスに影響がある場合についてはバス会社と調整を済ませておいてください。
- 地元住民に工事内容について周知しておいてください。
- 休工時において、路上を重機・車両の置場としないこと。
- やむを得ず通行制限期間を延長する場合は、再度通行制限願を提出してください。
- 工事看板には発注者及び受託者の電話番号を記載してください。